

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020010	耕作放棄地を復元再生するため、不在地主が農地を保有することを原則禁止としている農地法を厳正に運用し、耕作放棄地を強制買収する。		現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限している。なお、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることとなっている。		耕作放棄農地の転売促進を促す為の、農地法の弾力的運用	耕作放棄農地を強制的に買収し、農地を再生して自給率の向上に貢献する(詳細別紙)	E	事実確認に基づいた提案内容である。なお、現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限しており、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることになっている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	私は「農地の荒廃とその要因、それを解消する対策」を提案しているものであり、現行法の解釈を求めてはおりません。構造改革特区の目的は「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する。云々とあります。農地法の解釈を行い、事業の許認可を農水省の方針で、改革への提言を「事実確認」と言う安易な言葉で片付け、農地荒廃の要因も示さず、将来展望も明言しない農水省の姿勢が、日本の農業を疲弊させたのだと、改めて認識しました。一国民の真摯な提言に対し、このような空虚な回答しか出来ない農水省に、深い失望を感じます。	E		耕作放棄地発生の原因は、「高齢化等による労働力不足」、「農地の引き受け手がない」、「土地条件が悪い等」地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なる。また、これまで、耕作放棄地の発生を防止し、その解消を図るため。 ① 中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策による耕作放棄地の発生防止 ② 担い手への農地の利用集積や新規参入促進、基盤整備等を通じた耕作放棄地の有効活用 ③ 放牧利用や市民農園としての利用の促進等各般の施策を推進してきたところである。さらに、耕作放棄地を解消・継続利用するためには、「引き受け手」、「土地条件」、「導入作物」といった課題に対応した総合的な取組が必要であることから、主として引き受け手をどうするかという観点からは、多様な主体の参加が可能となるよう農地賃借に係る規制を緩和するなどの農地制度の見直しを行ったところであり、土地条件はどうか、導入作物をどうするのかという点については、賃借等により耕作放棄地を再生・利用する取組を支援するとともに、必要に応じて水田フル活用や直積集積に向けた施策等を活用することにより、耕作放棄地の解消を目指していく。 なお、離農や規模縮小する農家の農地について、県等の農業公社が買入れ・借り入れをし、担い手に売渡し・貸付する農地保有合理化事業も行い、担い手への集積を図っている。また、農地法は不在地主が農地を保有することを禁止しておらず、同法第6条で不在地主が農地を貸すことを禁止していたが、本年6月24日公布された「農地法等の一部を改正する法律」により、同条は廃止され、農地を貸しやすく借りやすくした。			個人	長崎県	農林水産省	
1020020	新自衛隊予備隊を創設し、平時において農業に従事させるために、農地の権利を取得できるようにする。		農地の権利取得については農地法上の要件を満たすことが必要。		新自衛隊予備隊の創設	新自衛隊予備隊を創設し、平時における活動を農地再生に活用(詳細別紙)	E	新自衛隊予備隊の創設について、お答えする立場にないが、農地の権利取得については、農地法の要件を満たすことが必要。			E				個人	長崎県	農林水産省 防衛省		
1020030	中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ及びマス並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への輸入承認申請前の水産庁長官への事前確認申請において提出すべき書類について、 ① 当該漁法及び漁場に関する確認書、 ② 当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買・加工、輸送等貨物の流れを証する書類について提出を不要とするることにより申請処理の簡素化を図る	輸入貿易管理令第4条第1項第2号	輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、台湾、北朝鮮及び中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類については、我が国に輸入する場合は、経済産業大臣への輸入承認が必要とされている。また、手続きは、経済産業大臣への承認申請の前、水産庁長官への事前確認が必要とされている。事前確認申請の審査にあたっては、確認申請書その他、当該申請書に記載された内容の証拠書類として、 1 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明等原本及び写し 2 当該漁法及び漁場に関する確認書 3 貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 4 使用原料確認書を必要としている		中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ及びマス並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への承認申請前の水産庁長官への事前確認申請において提出すべき書類のうち、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類については、提出を不要とする。	中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ及びマスの輸入事業者は、輸入に際して、当該サケ及びマスが母川国主義に反して不正に捕獲されたものではないことを確認するため、水産庁長官の確認を受けた上で、輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。当該確認手続においては5つの書類を提出することとされているが、その審査に1ヶ月程度要し、その後の承認及び通関手続を経て我が国に輸入されるまでに数ヶ月を要している。輸入されるサケ及びマスの多くは一次加工のみを経た生鮮品であり、輸入までにこれだけ多くの時間がかかること、冷凍保存されていたとしても、劣化等は避けられない。中国は我が国にとって水産物の一次加工の重要な拠点の一つとなっているところ、現行手続はその積極的活用の大きな障壁となっている。また、現状において、輸入されるサケ及びマスのほとんどは養殖されたものであって不正に捕獲された可能性は極めて低く、原産地の公的機関が発行する原産地証明等によりその事実を確認すれば足りると考えられるところ、現行手続は輸入事業者等に無用な負担を強いるものであると考えられる。加えて、こうした手続により輸入に時間を要することにより、世界的に食料の需給が逼迫している状況にあって、輸入先の多様化等を通じて、安定的な食料供給の確保等、国民の食生活の安定にも支障が生じるものと考えられる。	C	国連海洋法条約第66条において、サケ・マスなどの溯河性資源については、「溯河性資源の発生する河川の所在する国は、当該資源について第一義的利益及び責任を有する」とする母川国主義が定められている。また、北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約第3条第3項においても、条約締結国は、「この条約の規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとることとされている。このため、我が国は、過去において同条約に反し不法操業を行った台湾、北朝鮮及び中国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類を我が国に輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づく輸入承認を必要としているところであり、輸入承認に当たっては、不法操業による漁獲物及び当該漁獲物から生産された調製品ではないことを確認することが審査における重要な要件であることから、これらの提出を不要とすることは適当でない。	右提案主体からの意見に対する回答、提案主体が主張する2種類の書類を不要とした場合の不都合点及び処理期間について、再度回答願いたい。	貴省ご回答の趣旨は理解するところであるが、貴省の趣旨は、不法に採取されたサケ・マス等と養殖されたサケ・マスを一律に取り扱わず、後者に関して養殖地である原産国の公的機関が発行する証明書をもって、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類に代えることを求めているものである。養殖されたサケ・マスについてはその事実が証明されれば足りると考えられるところ、公的機関が発行する証明書では足りないとする根拠を教示された。	E	2種類の書類を不要とした場合の不都合点については、 1 ①の書類を不要とした場合、原産地証明書では原料の数量及び原産地しか判断できないため、当該原料が、養殖など適正な漁法及び漁場で漁獲された漁獲物によるものであるということが判断できない。 2 ②の書類を不要とした場合、当該貨物が1で判断した原料を使用して製造された調製品であることがアセスできなくなる。 ことから、これらの提出を不要とすることは適当でない。 申請の処理期間については、水産庁では、書類の不備等がない場合、長くとも10日程度で処理を終わらせることとしており、概ね1週間、早ければ2・3日で処理しているところである。			(株)三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省 経済産業省		
1020040	森林法における開発行為に対する都道府県知事許可基準の緩和(解除)	森林法	森林内ではヘクタールを超える開発行為を行う場合、開発による周辺地域への悪影響がないよう、都道府県知事の許可を受けなければならない(森林法第10条の2第1項)一方、都道府県知事は、開発を行う森林の有する機能からみて開発行為が、次の4項目に該当しない認めるときは許可しなげなければならない(森林法第10条の2第2項)、各都道府県においてこれらの項目について基準を設け、許可の可否について判断している。 ①土砂の流出又は崩壊などの災害が発生させるおそれがあること ②水害が発生させるおそれがあること ③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること ④環境を著しく悪化させるおそれがあること		森林法における開発行為は、都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区のみ緩和(解除)していただきたい。	①弊社は、大竹市に一律で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約30坪、畑約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住居とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組みべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。 上記事業は、森林法における開発行為にあたり、都道府県知事の許可を要する。しかし、この許可を現行制度に沿って取得しようとする場合、林地開発許可申請の手続きに時間と費用(設計費300万円程度)を要し、さらに本事業規模の大きさが事業実施の大きな障壁となっている。本事業は日本の食料自給率アップに寄与するものであり、また、山林を開墾し農園と住宅を造り、人を集め、村を興し、農業従事者の育成、雇用創出、拡大にも必ず貢献できる計画である。	E	許可権限の「数量規制」の内容が不明であるが、森林法においては、同法10条の2に基づく林地開発許可に関して特設「数量規制」を設けていないことから、事実確認と考えられる。要望の真意を再度示された。 (森林法第10条の2に基づく開発行為の許可について) 森林は、土砂の流出の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全といった機能を有しており、森林の開発によってこれらの機能が失われ、災害により人命や財産に被害を与えたり、濁水や生活環境の悪化を引き起こしたりするおそれがある。 このため、森林の開発にあたっては、森林の有する公益的機能を確保し、無秩序な開発による悪影響が周辺地域に及ばないようにするため、土砂の流出の防止や洪水調整のための施設等の設置や一部の森林を残し保存することなどの措置を実施する必要がある。このような措置が適切に行われるようとするため、1ヘクタール以上の森林の開発については、都道府県知事の許可のもとで行うこととしている。	右提案主体からの意見を踏まえ、貴省からも広島県に対し確認の上、再度回答願いたい。	要望の真意は、地域対象森林(森林計画の緩和/解除)、または林地開発行為における許可制の適用除外(連絡調整協議)です。本件事業は、日本の食料自給率向上を第一の目的とする100ha規模の大型農園を造ります。しかし、山林を農地に転換することによる大規模な開発は全国にも例がなく、所定の手続きを行っていても申請から許可に至るまで、多大な費用と時間が必要で、本事業実施に大きな障壁となります。また、一連の手続きに着手して、果たしてこれだけ大規模な日本初の試みに対して、県から本道に許可を頂けるのでしょうか。事業は必ずやり遂げます。最終的には、御判断にお任せしますが、出来れば特区の認定を望みます。	E	地域森林計画の対象森林は、都道府県知事がその森林の自然的・経済的・社会的諸条件及びその周辺の土地利用の動向等を勘案して森林として利用することが相当であるものを定めているところである。今回の提案にある林地開発許可制度は、この地域森林計画の対象森林を対象としているものであり、当該森林が果たしている山地災害の防止や水源のかん養等の公益的機能の確保の観点から、開発許可なく地域森林計画から除外することは適切ではない。また、森林法第10条の2第1項に規定する許可制の適用除外については、災害の発生等のおそれがないことが担保されているものなどに限って対象としている。これは、林地開発許可制度が、開発による災害の発生等を悪影響を周辺地域に及ぼすことのないよう適切に実施されることを趣旨としており、特例を設けるためには、「制度の現状」の①～④の4項目に該当しないことが明らかである必要があるとの考えである。本提案の農地転換は、100haにも及ぶ林地開発行為であり、防災措置等が十分に講じられない開発が行われた場合、土砂災害の発生等の悪影響が周辺地域に及ぶ可能性があり、特例を設けることは適当ではない。開発によりその森林の公益的機能が失われ、土砂災害等が発生すれば、人命や財産に被害を与えるおそれがあることから、広島県の許可を受け、許可の内容等に基づき安全に実施していただきたい。なお、広島県に確認したところ、大規模開発案件であっても、事業計画が具体化し、審査ができる所定の資料を提出していただければ、「制度の現状」の①～④の4項目に該当するか否かの審査を行い、該当しないと認められるときは許可する考えとすることである。			ランドクリエイト株式会社、アグロフォレストリ株式会社	広島県	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	事業事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事業管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1020050	中山間地域総合整備事業で整備した活性化施設を含む地域が、市町村合併によって新たに市の産業振興の重要地域として位置付けられることとなった。新たに地域農業や都市部と農村部の交流拠点として当該施設を活用することとして、当該施設の利用の向上及び機能の強化について検討を進めた結果、従来の活用に加え常設販売の用途を併せ持つことが適当である。以上ことから当該施設において多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図るために、利用目的外である常設販売を行えるようにする。	中山間地域総合整備事業の運用(課長通知)	「中山間地域総合整備事業の運用」(平成21年4月1日付け20農振第2248号農村振興局農村政策部中山間地域振興課長通知)において、「施設内での販売は地元特産物のPR等に資する小規模なものに限る。また常設施設となる部屋、カウンター等の施設は補助対象としない。」とされている。		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市等海活性化センター(四季彩館)」を利用目的外である、農産物等の常設販売について認めいただきたい。	本地域は、大村湾に面して西彼半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長浦すいかやハウスみかん、アスパラが主産品など、農業を主要産業としている。等海活性化センター「四季彩館」は、平成9年に旧等海町が設置した「等海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当該地域を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、等海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。	F		中山間地域総合整備事業で整備される活性化施設は公共施設として営利的利用に制限を課す必要があると判断し、常設販売は認めないところである。しかしながら、食の安全・安心に対する関心や地域活性化のニーズの高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、地域農産物のPR手法として販売等は有効な手段となっており、常設販売を含めた施設の柔軟な運用を求める声も多いため、今後、活性化施設の更なる有効利用の観点から運用の改正が可能かどうかの検討を行いたい。その際には、提案内容について参考としたい。	再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、検討時期の目途について再度回答願いたい。	等海活性化センター「四季彩館」の活用については、利用向上及び機能強化に向けた検討が進められていることから、その実現にあたって運用の改正の時期についてご回答いただきたい。			運用の改正に当たっては、すでに現行の条件下、補助が行われている他の事例への影響対応、運用に当たっての難点を考慮検討する必要があること等から、その検討には一定の時間を要すると考えている。このため、事業の目的に沿った利用形態となるような運用の方法について、検討を早急に進めているところであるが、現時点において具体的な検討期間についてお答えすることは困難である。			1 0 4 4 0 1 0	長崎市	長崎県	財務省 農林水産省
1020060	耕作放棄地化している公共牧場所有の農地については、植林転用する場合には、第1種農地であっても農地法第4条の農地転用規制を緩和すること	農地法第4条	農地に植林を行うこと等により農地を農地以外のものにする場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。		公共牧場の牧草地への植林について、農地法第4条に規定される農地転用規制を緩和する措置を講じる。	【現状】北海道内の一部の公共牧場は、畜産農家戸数の減少等により、経営の休止や縮小を余儀なくされている。このため、これらの牧場が所有する農地の中には、耕作放棄地も見られることから、今後、農地の効率的な利用が懸念される。【課題】公共牧場の所有する農地が耕作放棄地化することは好ましいことではないが、地域によっては、気象条件等により牧草以外に作付けできない農地も多く存在していることから、耕作放棄地化はやむを得ない状況となっている。こうした農地をもつ公共牧場では、耕作放棄地拡大を抑制し、農地を保全するための一手法として植林を検討している。しかしながら、公共牧場内草場は農地法上、1種農地に該当するため、同法第4条の規制により植林を断念せざるを得ない状況にある。【提案】気象条件等により牧草以外作付けできず耕作放棄地化している公共牧場所有の農地を農地として保全するため植林転用する場合に限り、1種農地であっても、農地法第4条の農地転用規制を緩和する措置を講じる。【効果】植林は、農地を区分することにより、効率的な肥培管理を助長し、農地を保全するとともに、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素吸収効果による地球環境を保全する。	C		今年6月に農地法等の一部改正が行われ、農地の減少を食い止める、農地を確保するとともに、農地の負担を軽くし、農地を最大限に利用するための仕組みが整備されたところである。また、耕作放棄地については、その解消に当たっての課題(引き受け手、土地所有、導入作物)に対応するため、今回の農地制度の見直しのほか、平成21年度から耕作放棄地再生利用緊急対策を実施し、所有者と利用者間の調整や再生・利用の取組に対する支援等を行い、有効利用を図ることとしているところである。このため、一定の集団性を有する農地については、農業生産のための基盤として確保していく必要があり、現在耕作放棄されているからといって転用規制を緩和することは不適当である。今後、公共牧場としての利用が見込めない農地については、上記施策を活用して担い手農業者に集積するなど、農業の利用を検討することが重要であると考えられる。	再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	公共牧場としての利用が見込めない農地については、耕作放棄地再生利用緊急対策等を活用して担い手農業者に集積するなど、農業の利用を検討すべき旨の回答をいただきましたが、畜産農家戸数の減少によるもの。僅かに残っている担い手は、既に離農跡の農地を相続しており、現状の担い手による公共牧場草場の活用は見込めない状況です。また、公共牧場草場の多くは、急傾斜地を含むことや、農業ほ場から遠く離れた山間に位置しているケースが多く、作業効率的にも、連作距離的にも活用を期待するのは困難と思われます。			「農地」とは「耕作の目的に供される土地」のことであり、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていない耕作放棄地であっても、その土地が森林の緑相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合でなければ、「農地」と判断される。耕作放棄の対象となっている第1種農地は、農業生産のための基盤として確保していく必要があり、不許可の例外事由に該当しない限り、農地転用については原則許可できないこととなっている。また、単に耕作放棄されているからといって転用を認めることすれば、意図的に耕作放棄するようならいハザードを醸成するおそれがある。したがって、耕作放棄されていることをもって植林を行い農地以外への転用を認めることは困難である。なお、貴庁の意見によれば、当該農地は、担い手による活用が見込めないとのことであったが、農業委員会や、農地合理化法人が農地を引き受け新たな担い手が現れるまでの間、安全管理を行う取組等を活用するなどして、引き続き農地としての利用を御検討願いたい。また、今回の改正農地法において、株式会社やNPO法人等の多様な主体の参入が可能となるような農地賃借に係る規制を緩和したほか、耕作放棄地再生利用緊急対策等耕作放棄地の再生・利用の取組を支援する施策も実施しているため、これらの施策等の御活用を御検討頂き、当該農地の農業利用を図っていただきたい。			1 0 5 7 0 1 0	北海道三上川支庁	北海道	農林水産省
1020070	NPO法人を農業生産法人として認め、日本政策金融公庫のL資金の活用ができるようにする。		L資金を利用するためには、認定農業者であることが必要。		・日本政策金融公庫(農林水産省)のL資金の活用を可能とする規制緩和。	【提案理由】・NPOによる農業生産法人を設立し、介護・福祉事業での雇用場としての自立支援を提供する。・微生物農法dITを活用した施設園芸により、低農薬でエグミの無い野菜を供給。・食料自給率向上を図る。【措置】・上記目的のNPO法人への農業生産法人を認める事で、日本政策金融公庫(農林水産省)のL資金の活用を可能とし、事業と雇用の安定化を図る事を可能とする。	E		事実確認に基づいた提案内容である。農業生産法人でなくても認定農業者の要件を満たせば、L資金を利用することは可能である。		E		地域活性化モデル事業	1 0 5 9 0 4 0	福ドゥプラン	高知県	農林水産省				
1020080	NPO法人が行う森林整備事業・丸太加工事業について、森林組合と同等の助成を適用することにより、森林事業と雇用の安定化を図る。		平成21年度補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」では、NPO法人等についても、事業の実施主体となり、助成を受けることが可能とされているところである。なお、森林整備加速化・林業再生事業において補助対象となる実施主体は、実施要綱(平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)により規定されている。		・NPO法人による森林整備事業を行う場合、森林組合と同じ間伐等定額助成を適用できる措置。	【提案理由】・NPO法人による森林整備事業創造によって、介護・福祉事業における雇用場としての自立支援を提供する。・森林組合と同等のCO2削減を図る。【措置】・上記目的のNPO法人への森林整備事業や丸太加工事業を認める事で、森林事業組合と同等の助成金の適用と活用によって森林事業と雇用の安定化を図る。	D		当該提案事項については、現行制度で適用可能である。「森林整備加速化・林業再生事業」において、森林整備事業については、①特定間伐等促進計画において市町村長より間伐実施主体として認定され、②地域協議会の構成員となる(協議会への参加については都道府県農林務担当部局にお問い合わせいただきたい。)等の要件を満たせば、NPO法人においても森林組合と同様の助成を受けることが可能となっている。また、丸太加工事業についても、①地域協議会の構成員となるほか、②間伐材を活用する等の要件を満たすと、NPO法人についても森林組合と同様に定額補助(1/2以内)を受けることが可能となっている。			地域活性化モデル事業	1 0 5 9 0 5 0	福ドゥプラン	高知県	農林水産省					
1020090	かんがい用水の畜産用水への活用		かんがい事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利権が認められ、更に、事業計画に位置付けられた畜産が定着して、100%計画どおりの水利権が認められるという特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と限りある資源である水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑かんがい事業地区のみを対象に、②かんがい用水を減量して新たな水利権を取得するという手法は取らず、暫定的に畜産用水への利用を可能とし(その際、畜産用水の利用量がかんがい利用分の範囲内である場合は、何らかの簡便な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利権が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。なお、本提案メニューが承認され、具体的特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがい不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。(別紙 提案理由書あり)		現行法では、流水の占用許可は、「特定目的のために河川の流水を排他的・継続的に使用する場合」にのみ認められており、かんがい目的で許可された流水を他の目的には使用することはできないとされている。このため、かんがい用水の一部について、かんがい用水の需要が発生するまでの間、畜産用水への暫定利用を可能とし、畜産経営の安定化を目指すものである。			管理コード1020100の提案に対する回答にあるとおり、河川法上の問題が解決された場合には、提案の施設の利用についても、現行制度で対応可能であると考えられるが、より明確になるよう対応を検討する。					1 0 6 0 0 1 0	宮崎県、鹿児島県	宮崎県、鹿児島県	農林水産省 国土交通省					

